

平成27年7月23日

## 研修報告書

松戸市議会議員  
大塚 健児

研修：ヘイトスピーチと地方公共団体～公共施設の利用制限の可否～

主催：東京弁護士会

日時：平成27年7月23日（木） 18時半～20時半

場所：弁護士会館5階502号室

次第：1. 基調講演 北村聡子弁護士

2. パネルディスカッション

### 【研修報告】

#### 1. 基調講演 北村聡子弁護士



ヘイトスピーチとは？・・・人種、皮膚の色、民族、国籍、世系、社会的自などの属性により差別を受けているマイノリティに対して、これらの属性を理由に行う差別的言動

ヘイトスピーチの何が問題か？・・・人間の尊厳と平等の否定。魂の殺人。最悪はジェノサイドの危険がある。

#### ●ヘイトスピーチ規制をめぐる最近の動き

2009年12月 京都朝鮮学校襲撃事件

2013年6月 山形市が公共施設の利用申請を拒否

2014年3月 東京都豊島区 豊島公会堂を在特会に貸出

2014年4月 大阪府門真市が公共施設の利用許可取り消し

2014年4月 「人種差別撤廃基本法の制定を目指す超党派議連」の結成

2014年7月 国連自由権規約委員会による勧告  
2014年8月 国連人種差別撤廃委員会による勧告  
2014年8月 自民党、公明党がヘイトスピーチ対策に関するPT設置  
2014年11月 法務省人権擁護局が啓発活動開始  
2014年12月 京都朝鮮襲撃事件 最高裁、在特会の上告を棄却→判決確定  
2015年5月 日弁連が国に①実態調査②基本法の制定③国内人権機関の設立と個人通報制度の導入を求める意見書採択  
2015年 日本人種差別撤廃条約に加入  
2015年5月 超党派議連による議員立法、参議院法務委員会に提出される  
2015年6月 大阪府 在特会に大阪府立労働センターの貸出  
2015年7月 菅官房長官が実態調査を行う旨の発言。  
※7月16日現在、167の地方議会で、国に法整備を求める意見書採択（松戸市含む）

●実際に在特会の活動動画を見ました。



「殺せ殺せ朝鮮人」

「ゴキブリゴキブリ朝鮮人」

「朝鮮人を射殺せよ」

「朝鮮人の女をレイプしてもいい」

「今日は在日のこどもを殺しにきました」

など、とても信じられない言葉をつかっていました。果たしてこれが『言論の自由』なのか・・・？

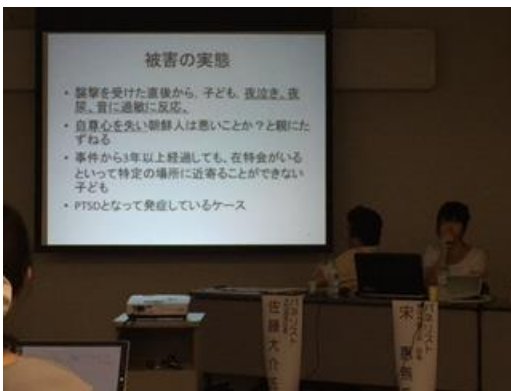
## 2. パネルディスカッション

### ① 共同通信社 佐藤大介氏

山形県、大阪府門真市、東京都豊島区、大阪府で、実際に在特会が公共施設の貸出申請をした時の実例を説明する。一つ一つどの条例に基づいて、公共施設の利用許可をしたのか、不許可にしたのか解説がありました。

### ② 弁護士 宋惠燕氏

実際に在日である。新大久保のデモを見て驚いたのが、みんな生き生きして『殺せ』と平気で言っていることに恐怖を感じた。



#### (被害の実態)

- ・ 襲撃を受けた直後から、子ども夜泣き、夜尿、音に過敏に反応
- ・ 自尊心を失い朝鮮人は悪いことか?と親にたずねる
- ・ 事件から3年以上経過しても、在特会がいるといて特定の場所に近寄ることができない。
- ・ 子どもPTSDとなって発症しているケース
- ・ 危害が自分にも及ぶのではないか、家族にも及ぶのではないか
- ・ 電車の中、街中で突如襲われるのではないかなどなど

### ③ 弁護士 金哲敏氏

東京弁護士会外国人の権利に関する委員会、人種差別撤廃プロジェクトチームをつくった。

その一方で、国内におけるヘイトスピーチを含む人種差別行為は拡大の一途。

多くの地方自治体が直面している、「差別集会開催のための公共施設の利用」を制限できるかについて、現場において参考となる「パンフレット」の作成を準備中。

地方自治体は、人種差別撤廃条約に基づき、「人種差別を支持、助長せず、さらに非難

し、禁止し、終了させるべき義務」を負っている。

その為、地方自治体は限定的に解釈・運用することによって、具体的な措置を取ること  
それが、ガイドラインの整備です。

国際人権法、憲法、人種差別問題に精通した研究者・法律家・NGO等の有識者の意見を聴取した上で決定すること。

④ 早稲田大学大学院法務研究科教授 戸波江二氏

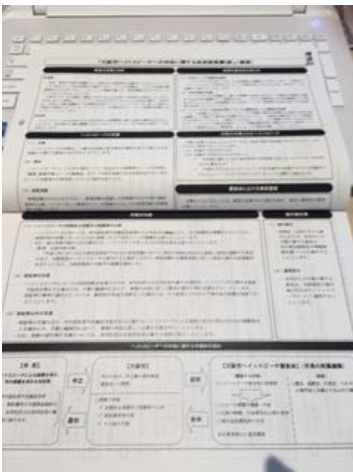
憲法学では、ヘイトスピーチ規制消極的である。5人に3人が・・・。

つまり、政府批判の言論の自由の重要性。

そのうえで、地方公共団体はヘイトスピーチにどのように取り組まなければならないのか。

- ① 地方公共団体も人種差別撤廃条例の実施義務がある。つまり、理解を深めること。
- ② ヘイトスピーチ規制をする。違法性を条例レベルで確認する。人権擁護委員会の設置。
- ③ しかし、デモ行進、公園での集会の不許可は難しい
- ④ 市民会館の利用の原則から、許可しなければならず、不許可は例外。むしろ、不許可とすることができる正当な理由を考えておかなければならない。

その中で、大阪市は『ヘイトスピーチへの対処に関する条例案要綱（案）』を作成中である。



### 3. まとめ

恥ずかしながら、DVD映像を見て、初めてヘイトスピーチの恐ろしさを知りました。それまでは、いけないこととは思っていましたが、まさかここまで事態が深刻とは思っていませんでした。

在特会は私が思うに、言論の自由を超えており、公共施設で『殺せ』という団体に対して、利用許可をしてもいいのかと疑問に思いました。

しかし、憲法学者が言うように、言論の自由は5人中3人が認めており、それとは別に地方自治体で『ガイドライン』を早期作成し、対処していく必要があります。

これから、様々な福祉サービスが求められる中で、行政リスクマネジメントも考えていかなければならない重大時期に直面しています。

以 上